

西 監 第 20 号
令和 5 年 7 月 6 日

(省略)

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 田添 辰郎

住民監査請求について（通知）

令和 5 年 5 月 11 日付けで受付した住民監査請求について、要件審査の結果、監査委員合議により、本件請求は下記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であるため却下としたので通知する。

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の長等について、「違法若しくは不当な」「財産の管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行」がある「（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき」は、「これらを証する書面を添え、監査委員に対し」、「必要な措置を講ずべきことを請求することができる」（本件請求関連部分抜粋）と規定されている。

監査請求にあたり請求人は、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を特定するとともに、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められる書面（以下「事実証明書」という。）を添付する必要がある。

本件請求の要旨は、「令和 3 年の市長選で馬毛島への自衛隊施設建設に反対を訴え再選した市長が、防衛省に対し同意・不同意を表明しないまま、令和 4 年第 3 回市議会定例会に馬毛島基地建設（仮称）に係る追加した 3 議案を上程した行為が、不当な財産の処分若しくは契約の締結につながる行為であり監査請求の対象行為である。」とある。

まず、本件請求にある令和 4 年第 3 回市議会定例会に追加上程した 3 議案について、関係人の事情聴取、関係書類等の調査を実施した。

「4 議案第 48 号 財産の処分について」及び「第 49 号 財産の処分について」は、法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年西之表市条例第 12 号）第 3 条の規定により議会に上程した議案であり、議案上程までの手順、過程、工程等の事務処理及び議決後の契約等の事務処理につ

いては、財務会計上具体的な違法性、不当性があるとは認められなかった。

また、「4 議案第 50 号 西之表市道路線の廃止について」は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会に上程した議案であり、議案上程までの手順、過程、工程等の事務処理及び議決後の市道路線の廃止等の事務処理については、財務会計上具体的な違法性、不当性があるとは認められなかった。

本件請求要旨の冒頭の「令和 3 年の市長選で馬毛島への自衛隊施設建設に反対を訴え再選した市長が、防衛省に対し同意・不同意を表明しないまま、令和 4 年第 3 回市議会定例会に馬毛島基地建設（仮称）に係る追加した 3 議案を上程した行為」については、監査委員の権限の範囲外である非財務会計行為であり、法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為には該当しないことから、本件請求の対象とはならない。

また、事実証明書においても違法性、不当性を示す根拠は見当たらない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であると判断し、本件請求を却下する。

以上